

特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立由利高等学校における浄化槽保守管理業務委託(以下「業務」という。)について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)を適用する。

2 業務委託名

秋田県立由利高等学校 浄化槽保守管理業務委託

3 業務の目的

浄化槽法第8条及び第9条による保守点検及び清掃

4 業務履行場所

秋田県立由利高等学校
秋田県由利本荘市川口字愛宕山1番1

5 業務履行期間

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

6 設備概要

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 設置年月日 | 平成19年4月19日 |
| (2) メーカー | フジクリーン工業(株) フジクリーンPCⅡ-190C |
| (3) 種類 | 工場生産 新構造 |
| (4) 処理方式 | 合併処理、担体流動 |
| (5) 処理対象人員 | 190人槽 |
| (6) 計画汚水量 | 45m ³ /日 |
| (7) 放流水質(BOD) | 20mg/L |
| (8) 放流先 | 側溝 |

7 業務内容

浄化槽法第8条及び第9条、浄化槽法施行規則第2条及び第3条に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽清掃 年間2回
- (2) 保守点検 年間27回(2週間に1回)
- (3) 消毒剤の投入 点検時に随時行うものとする。
年間投入量 52kg(R7見込)、(R6実績:52kg)
- (4) その他
 - ・浄化槽及び付属機器類が機能するように努めること。
 - ・ブロワオイル補充、ブロワフィルター交換等を適時行い、浄化槽及び付属機器が機能するよう努めること。
 - ・浄化槽法第53条に基づく所管行政官庁の報告徴収、対置入り検査があった場合には、報告及び立ち会いの義務を負うものとする。

8 業務責任者の設置

- (1) 業務責任者は、本業務の遂行にあたり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
- (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務の遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。

9 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書等 契約締結後速やかに
- (2) 点検報告書等 各点検の都度速やかに

10 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
- (2) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
- (3) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令を遵守し、適切に処理すること。